

(仮称) 「奈良県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」 (案) の概要について

文化・教育・くらし創造部 こども・女性局
女性活躍推進課

I. 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要

<経緯>「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和4年5月に議員立法により成立

<目的>女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要としている女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与すること

<施行日>令和6年4月1日

<主なポイント>

- ①支援対象:性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)
- ②目的・基本理念:これまでの根拠法であった売春防止法から脱却し、女性の福祉の増進、民間団体等との協働による支援、人権の擁護、男女平等の実現といった視点を明確に規定
- ③都道府県の義務:施策の実施に関する基本計画の策定を義務付け(市町村は努力義務)
- ④名称変更:婦人相談所→女性相談支援センター、婦人相談員→女性相談支援員 等

II. (仮称) 「奈良県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」 (案) の概要

1. 基本的な方針

〔1〕 策定の趣旨

新法に基づき、また令和5年3月に国において策定された基本方針に即して、本県の実情に応じた困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すために策定する。

〔2〕 計画の期間・位置づけ

- (1) 期間 令和6年4月1日～令和10年3月31日(4年間)
※「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」(計画期間:令和5～9年度)の次回改定に併せて、本計画との統合も視野に検討
- (2) 位置づけ 新法第8条第1項に基づく基本計画

〔3〕 現状

- (1) 県の現状(支援機関:中央こども家庭相談センター(婦人相談所)・女性センター、スマイルセンター)
 - ・夫等からの暴力に関する相談が73%(R4年度)で全国平均45.5%(R3年度)よりも高い。
 - ・相談者の年齢は、50歳以上が51.3%(R4年度)を占める。
- (2) 市町村の現状
 - ・女性の相談窓口設置団体数19 団体
- (3) 民間団体の現状
 - ・女性の相談支援、居場所の提供、自立支援等を実施する民間団体が存在する。
 - ・民間団体に、県の機関及び民間団体間の連携を深めたいというニーズがある。

〔4〕 課題

- (1) 夫等からの暴力以外の相談も含め幅広く相談しやすい体制づくりが必要
若年層が相談しやすい体制づくりが必要
- (2) 市町村における女性相談窓口の設置の促進が必要
- (3) 県、市町村及び民間団体間の連携体制の構築が必要

〔5〕 基本方針

困難な問題を抱える女性がそれぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられる体制を構築し、市町村及び民間団体と連携した重層的な支援や段階に応じた支援を実施する。

〔6〕 基本目標

- (1) 相談支援体制の強化
 - ①県民への相談窓口の認知度(R9年度67.0%(R4年度44.1%))
 - ②県が実施する女性相談員研修の参加者数の増加(R9年度150人に実施(R4年度91人))
- (2) 民間団体との連携強化
 - ①相談支援の連携、一時保護委託先の民間団体・施設数(R9年度10団体(R5年度3団体))

〔7〕 支援体制

- (1) 県の体制:中央こども家庭相談センター(女性相談支援センター)、女性センター、スマイルセンター
- (2) 民間との連携体制:新たに支援調整会議を設置し、連携を強化

2. 施策内容に関する事項

〔1〕 今後取り組む支援の内容

① アウトリーチ等による早期の把握

民間団体が実施するSNS等の相談から、公的な支援に早期につなげることができるよう、市町村、民間団体との連携体制の構築を推進する。

【主な取組】 SNS等を含めた相談ツールの充実・周知

② 居場所の提供

市町村、民間団体と連携し、気軽に立ち寄り、安心して自分の気持ちや悩みを話すことができ、支援者や他の女性と交流等ができるような場づくりを推進する。

【主な取組】 市町村、民間団体が運営する居場所づくりへの支援

③ 相談支援

多様な相談に対応できるよう、最大限に本人の意思を尊重しながら、県、市町村の関係機関及び民間団体と連携して相談体制の整備を強化する。

【主な取組】 相談支援員のスキルアップのための研修の充実・相談機関の連携の充実

④ 一時保護

支援を必要とする女性の状況に応じた対応が可能な一時保護委託先の確保を推進する。

【主な取組】 被害者の心身の状況に合わせた一時保護委託先の検討

⑤ 被害回復支援

女性相談支援センターには、心理職の職員を配置し、心理的ケアの充実に努めるとともに、医療機関等とも連携し、専門的な支援を行う体制の整備を強化する。

【主な取組】 女性相談支援センターの専門的な支援を行う体制の強化

⑥ 生活の場を共にすることによる支援

支援対象者の状況に応じた市町村、民間団体が実施する生活の場の体制の充実を推進する。

【主な取組】 市町村、民間団体が実施する生活の場の体制の充実

⑦ 同伴児童への支援

同伴児童に対する養育等が十分に行えない状況の場合における社会的養育等の適切な支援について、関係機関と連携した支援体制の整備を強化する。

【主な取組】 一時保護者の同伴する子ども等に対し、必要に応じて心理担当員によるカウンセリング等のこころのケアの充実

⑧ 自立支援

就労及び住まいの確保に向けた支援等、支援対象者の状況に応じ、市町村、民間団体と連携した支援体制の整備を強化する。

【主な取組】 就労や住まいの確保に向けた支援の充実

⑨ アフターケア

市町村、警察及び民間団体との連携を図り、地域での生活再建を支えるアフターケアの充実を推進する。

【主な取組】 地域生活のフォローアップのための継続的支援の検討

〔2〕 支援調整会議

《根拠》 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 第15条

《構成》 県(中央こども家庭相談センター(女性相談支援センター)、女性センター、スマイルセンター)、市町村担当課、民間団体等

《役割》 ① 参加団体間相互の活動内容の共有
② 参加団体間の役割や連携のあり方についての検討
③ 地域資源の創出

Ⅲ. 今後のスケジュール

